

## 令和5年度第1回伊賀市障がい者地域自立支援協議会議事概要

日時 令和5年6月27日（火）  
午後1時半～午後3時10分  
場所 伊賀市役所 501会議室

出席委員：竹島和実・上田真希・水谷展子・松田昌子・山中一馬・寺田浩和・小倉由守・和田  
文子・滝井昇・隠岐徹・足立美華・森藤君代・松岡美都子・榎本悠孝

欠席委員：松野明奈・大西一幸・菊野善久

事務局：健康福祉部次長（中出光美）、障がい福祉課（稲垣真希子・森口慎也・城島慎子、小  
倉千尋）、障がい者相談支援センター（溝端輝広・松井久美）

傍聴人：2名

（事務局）

ただいまから令和5年度第1回伊賀市障がい者地域自立支援協議会を開催させていただきます。

この伊賀市障がい者地域自立支援協議会では、令和2年に策定しました「第4次伊賀市障がい者福祉計画」及び「第6期伊賀市障がい福祉計画」の進捗状況の確認及び評価を行う場として、皆さまにご協議いただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

### あいさつ

（次長）

みなさんこんにちは。健康福祉部の中出と申します。どうぞよろしくお願い致します。

本来ですと、健康福祉部部長の谷口がご挨拶申し上げるところですが、本日他の公務と重なっており、欠席させていただいておりますので、代わりまして私の方から、令和5年度第1回伊賀市障がい者地域自立支援協議会の開催にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様におかれましてはお忙しい中、本日の協議会にご出席いただき誠にありがとうございます。

障害者総合支援法の一部を改正する法律が、昨年12月に国会で可決・成立しています。改正の趣旨として、障がい者等の地域生活や就労支援の強化等により、障がい者等の希望する生活を実現するため、様々な支援体制の充実、整備、強化等の措置を講ずることとされており、施行日は一部を除き、令和6年4月からとなっています。

また、来年度は障害福祉サービス等の報酬改定も予定されており、詳細については、現在国で議論をされているところですが、来年4月から、障害児・者の福祉サービスは大きく見直される予定です。

さらに、今年4月から、子どもに関する施策を一元的に所管し、少子化対策などを推進するとともに、障害児支援についても担当する「こども家庭庁」が立ち上がっております。

なお、今年度は、第6期伊賀市障がい福祉計画、第2期伊賀市障がい児福祉計画における計

画期間の最終年度であり、来年度以降の3か年計画を策定していく年となります。国や県の示すスケジュールで策定をすすめ、中間案が出来た際には、委員の皆さまからご意見等をいただければと思っております。

引き続き、障がい者福祉サービスの推進に努め、計画の理念として掲げております「誰もが自分らしく暮らせるまちをつくる」の実現に向けて考えていきたいと思っております。本日お集りの委員の皆様につきましては、活発なご意見をいただけるものと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(事務局)

この協議会は、伊賀市情報公開条例第24条に基づき、会議の公開を行いますことと、審議会等会議の公開に関する要綱第8条に基づく議事概要作成のため、録音をさせていただきますことをご了承ください。発言の前にお名前をお願いします。

協議の前に、新しく協議会委員を委嘱させていただきました方々をご紹介します。選出母体であります関係団体の役員等の改選や異動により、3人の委員の方が変更になりました。(松田委員、隠岐委員、大西委員)

また、8号員として、皇學館大学の榎本委員にご参加いただいております。

本協議会の委員の任期は2年で、今年が2年目となります。皆様方、どうぞよろしくお願いいたします。

- ・委員の自己紹介
- ・事務局の自己紹介

本日まで出席いただいております委員は、17人中12人で過半数に達しておりますので、伊賀市障がい者地域自立支援協議会条例第6条の規定により、本協議会は成立しています。

— 配付資料の確認 —

(事務局)

それでは、事項書に基づきまして会長の選出をお願いしたいと思いますが、どのようにお取り計らいしましょうか。

(委員)

事務局一任でよろしいのでは。

(事務局)

事務局一任のご意見をいただきましたので、会長は榎本委員をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

(委員)

意義なし。

(事務局)

それでは会長は榎本委員お願いします。副会長につきましては、昨年度に引き続き、寺田委員をお願いします。

ここからの進行は伊賀市障がい者地域自立支援協議会条例第6条に基づき、会長の榎本委員をお願いしたいと思います。

(会長)

あらためまして、こんにちは。会長を拝命した皇學館大學の榎本です。活発な議論をさせていただければと思います。よろしくお願い致します。

それでは事項書1. 伊賀圏域障がい福祉連絡協議会・伊賀市障がい者地域自立支援協議会体制及び本年度の取組について、事務局から説明をお願いします。

## 事項

- 1 伊賀圏域障がい福祉連絡協議会・伊賀市障がい者地域自立支援協議会体制及び本年度の取組についてについて

【資料1】【資料2】

～事務局より一括説明～

※(事務局) 令和5年度伊賀市障がい者地域自立支援協議会体制図、各ワーキング(WG)の令和5年度事業計画、市単独部会について

昨年度と同様の体制で進めていく。現場で実際に支援に携わっている方や関係機関が協議する場として専門部会等を設置しており、本市の現状やニーズの把握、課題の整理等に努める。

(会長)

ただいまの説明についてご質問等がある方は挙手をお願いします。ご意見等でも構いません。

(委員)

さきがけシステムというシステムは、具体的にどのようなものでしょうか。

(事務局)

さきがけシステムは、この3年間、ヘルパー事業所職員がコロナに感染して一時的に閉鎖となったり、利用者がコロナに感染して支援ができなかったなど、今まで体験したことがないようなコロナ禍での支援体制が大きな課題となりました。大きな弊害もなく、皆で協力し合って支援を展開しましたが、今後このようなことに対してどうしていくか、支援を受けなければ生活が維持できない障がい者の方々に支援を展開できないということで、事業所が協力して助け

合えないか、支援できないかというのが発端です。

タクシーを例にすると、あるタクシー会社が車を回すことができなかつたら、別のタクシー会社が車を回すようなもの。ただ、私たちは対人支援です。車を回して目的地まで運べばよいということではなく、A事業所がコロナ感染により一時的に閉鎖した場合、その事業所でヘルパー支援を受けている方はA事業所が復帰するまで待っているのかという話になりますが、生死にかかわる問題にも発展します。コロナ禍では急なことでしたので、何とかやりくりしてきましたが、この経験からA事業所が支援できない、無理をしてでも行けということにはなりませんので、B事業所が支援に行くかという話になりますが、ここで先程言いました、車を回したらそれでいいという話ではない。個々人で事業所と利用者が契約しているという障壁があります。三重県にも確認したところ、契約行為上、例えば大地震が発生し、自衛隊が出動するような状況になれば、人権やプライバシーより、生命の危険というところでの対応になります。コロナ禍では国はいろいろと言う割に、それぞれで対応してくださいと言う。三重県に相談しても、よくわかるけど、で止まってしまい、臨機応変に動くということは難しかった。そのような話を受け、じゃあ止めるというわけにはいかない。コロナ禍のことを忘れることなく、整理していこうということで、緊急時での対応はできませんが、日々の中でそのような必要性があればどのような形で動くことができるか、今模索している段階です。例えば、一人の利用者に複数のヘルパー支援が入るなど。そうすると、緊急でA事業所が閉鎖してもB事業所が支援する。普段から支援していると、利用者とコミュニケーションも取れているので双方齟齬なく支援が継続される。このようなことを具体的に考えていくところが、今年度のテーマとなっています。

「さきがけ」というのは、どこもやっていないから「さきがけ」という話で命名しましたが、なかなか私たちが思っているようにいかなかったのが現状です。

(委員)

今までそのようなことが具体的にあったというわけではないということでしょうか。

(事務局)

困ったことはありましたが。

(委員)

さきがけシステムですが、説明を聞いて余計に分からなくなりました。結局どういうシステムなのでしょう。どこが、どういうことをやっているのか。システムは組織ですよ。どういうシステムなのか私にはまったく理解できませんでした。

(事務局)

説明不足で申し訳ありません。私たちは、できればシステムとして確立していきたいのですが、あくまでもワーキングですので、名張市、伊賀市へ提案という形で考えていました。システムという形では構築できないというのが現状です。システムという形で作り上げられなくて

も、日々の支援の中でそういうことを組み入れていくことが考えられないか、先程も言いましたように日常的にヘルパー支援が一番必要ですので、一事業所で完結するのではなく、複数事業所で支援を展開していくと、緊急時の対応にもつながるのではないかというのが今の見解です。

(会長)

システムを構築中というか、提案という形になるのでしょうか。

(事務局)

システムは難しいです。

(会長)

事業所間で垣根を超えることは、今後緊急事態が起こったとき、地震も含めてあり得るかなと思います。さきがけというのはその言葉通りで、前もって何かを予測してこういったことが起こった場合にこう動かないといけないね、という共通認識をしておくことが大事なかなと思います。それを今継続的に進めているということによろしいでしょうか。

(副会長)

さきがけシステムはすごく期待しています。正直、システムにはなっていないと思いますが、根底にあるのは、溝端さんが言われた、全国的に圧倒的にヘルパーさんが足りていない。支援にきてもらうことで命をつないでいる障がいのある方も多くいらっしゃる、正直ヘルパーさんがいきなり増えるということはないですよ。何かのデータで2050年、2060年には全労働者の5分の1が福祉や医療職につかなければ、マンパワーが充足されないことがあって、そこを伊賀市、名張市が対応していくために何とか複数の事業所が一人の障がいのある方に関わって、A事業所に何かあってもB事業所で何とかカバーして、少ないマンパワーをカバーできないかということを考えている。ただ、法制度の壁があり、難しいと思いますが、何が課題なのかを突き詰めていただけるとありがたいです。

就労ワーキング、今年もたくさん書いていただいています、個人的に思うのが、就労が全てではない、と言いながら就労するというのは非常にわかりやすい、達成感を持ちやすいことで効果があると思っています。各事業所さん、頑張っていたいただいていると思いますが、例えば重度の方になればなるほど、この作業をしてくださいとなったとき、よくみると1つの作業はいくつもの工程で構成されています。これを知的障がいの重度の方にやってくださいというと、難しいかもしれないですが、A、B、Cで1つの工程になっているもののBだけならできる方がいらっしゃると思います。全部していただくということになると、それはできないので雇用できないということになりますから、仕事の切り出しができないのかと思っています。Bの工程だけ障がいのある方に担っていただき、Cが得意な方はCを担う、お金の面もあると思いますが、一人が担うのではなくA、B、Cそれぞれ得意な方に担っていただいたら、WinWinWinになっていかないかなと思いますので、誰もが就労に参画できるような知恵はないか、大き

な企業さんと話をさせていただけるとありがたいと思っています。

最後に一つ質問です。圏域の事業が出ていますが、伊賀市独自の相談部会や療育支援担当者連絡会など今年度の計画、どんなことを目指されているのかわかりましたら、口頭で構いませんので説明いただけたらと思います。

(事務局)

相談部会の説明をさせていただきます。相談部会は、伊賀市自立支援協議会独自のワーキングになっています。8カ所の特定さん（特定相談支援事業所）と言われる、介護保険でいうケアマネさんみたいな、障がい者のプランを作る事業所の相談員が集まって、毎月、事例検討や障がい福祉課との連携をしています。事例検討をとおして相談員のスキルアップを図ることとあわせ、伊賀市の特定さん（特定相談支援事業所）が関わっている方の実態調査を昨年度集約しました。本年度はそれを一度見直して、どういう事業所がないのか、年齢層などを考察しようと思っています。できれば本年度の総会に相談部会として報告できればと考えています。

また、本年度から就学児の支援体制、つばさ学園特別支援学校（特別支援学校伊賀つばさ学園）とは普段から関りはありますが、それ以外の特別支援学級の先生や学校、また最近では普通校からの相談があり、もう卒業するのだけれど、などいろんなお話があります。年齢が来て支援をいれるというより、ライフステージに合わせた関わり方をしていって、18歳になって卒業とともに大人のサービスが入っていく。自然な流れで入っていければいいですが、学校と福祉、役割が分かれていますので、その辺を連携して関わっていけないかということが、各相談員からあがってきており、教育委員会へ相談していこうと思っています。

伊賀市の相談部会ですが、本年度から名張市の基幹相談員もオブザーバーとして参加いただいています。名張市にも相談部会がありますが、相談事業所が3か所しかなく、話し合いも停滞している中、同じ圏域で協同していこうということで先月から参加してもらっています。

(会長)

今いただいたご意見に関しましては、圏域の会議でも伝えさせていただきます。市内、圏域を問わずにご意見をいただければと思います。

それでは事項書2番に移ります。

第6期伊賀市障がい福祉計画の成果目標進捗管理表、伊賀市地域生活支援拠点整備状況について事務局より説明をお願いします。

## 2 第6期障がい福祉計画の実績報告について【資料3】

### 伊賀市地域生活支援拠点整備状況について【資料4】

～事務局より一括説明～

(会長)

ただ今の説明についてご意見、ご質問等がありましたらお願いします。

(委員)

資料3、就労継続支援A型事業所とB型事業所はどのように違うのでしょうか。

(事務局)

A型、B型の大きな違いとしては、A型は事業所と利用者の方が契約を結んで雇用という形をとります。B型には雇用契約はないです。一般就労を目指しているけれど、できない方に対して就労支援を行う作業所、A型とB型、就労移行支援事業所という形で分かれています。

(会長)

対象者の様子についても説明していただければ。

(委員)

私もB型事業所を運営している法人になります。B型事業所を利用する前に就労アセスというものを使います。これは本人の就労能力、機能的なものを見て、B型なのかA型なのかを見るためです。A型は雇用契約を結び、B型は雇用契約を結びません。どちらかというとならB型の方が重度の方が利用されます。就労アセスにより能力をみて、この方はA型、またはB型というように分かります。A型、B型ともに訓練給付になりますが、それを利用するときには就労アセスを使い、適性を見ながらどの事業所を利用しようかということになります。B型は普通の就労は少し難しいけれど、能力的に作業はある程度ゆっくり教えればできるという状況の方が利用されます。

(会長)

他にご意見、ご質問があれば。

(副会長)

緊急時の受入れについて、原則、事前登録制とあります。登録者の方はどれだけいらっしゃるのかというのが1点、あと不思議だったのが、緊急対応がなかったと言われたことに違和感があり、特定さんはそんなにたくさんではないと思いますが、緊急対応でどうしようとなる案件は年に何件かはあるのかなと思う中で、利用がなかったというのは不思議だなと思って聞かせていただきました。この2点、事前登録をされている方と、緊急対応がなかったことについて何か考察されていることがあれば教えてください。

(事務局)

緊急対応のことですが、今言われたように、日々特定さんから相談を受けていると、バタバタとどうしようという話はよくあります。拠点として対応したということがなかったということです。

(事務局)

登録者数については、確認していますのでお待ちください。わかり次第お伝えさせていただきます。

(委員)

一般就労への移行、障がい者雇用率が変わってきている現状ですが、それでもあまり伸びていないことが見受けられます。公共機関または一般企業ともに雇用率、確か2.25%位だったか、2.2%。その辺、もう少し数字が上がってもいいと思いますがどうでしょう。

(会長)

実雇用率の話。民間企業等に関して2.3%を達成していない企業については、ハローワークから指導等があると思いますが、協議会としてどのように進めていくか、圏域の就労ワーキングを含めて、先程ご意見をいただいたように仕事の切り出しということも含めて、どういう形であれば障がいのある方が就労につながっていくのかということは、是非ご意見を協議会の中で出していただきたいですし、圏域の部会にも上げていきたいと考えております。

(委員)

企業は雇用率を守るために一生懸命だと思います。ハローワークを通じていろいろあると思いますが、公的機関の雇用率、伊賀市ではどうでしょうか。

(事務局)

伊賀市の雇用率、確認させていただき、わかりましたら直ぐにお伝えさせていただきます。

(会長)

企業側で温度差があるというのは確かに感じる部分はあります。圏域のワーキングでも啓発という意味でいろんなところで情報発信をされている。もっと情報発信、企業側にこういう形であればという中でアプローチをしていただく必要があると思います。

他に資料3、資料4のあたりで質問などがありましたら。

(委員)

商工会として就労について聞かせてもらっていますが、実際に経験すると難しい問題が多々ありまして、軽度の方でも一人につき一人付いていないとケガのことなどあり、問題がないと思ってもケガ等想像以上のことが起こってきます。私どもは中小企業ですが、精一杯の中で人を付けないと安全の保障ができないところがあり、難しいです。それを踏まえて、やっていける状況であればよいですが、難しい問題があります。受入れの事業所は専門的で、アドバイザーの方が付いているようなところが、就労する確率が高いでしょうか、現状は。言われているのは一般の企業にも受け入れてくださいということですよ。体制をしっかりとらせているところ、安全面など自信を持って雇用してもらおうのは、専門のところが一番いいかなと思います。



(副会長)

今後、そちらへ行かせていただきたいと思っています。教えていただきたいのが、今、中小企業では人手が足りているのかが1点、今おっしゃったようなことは年間に100位聞きます。例えば、最初に障がいのある方がそちらの会社で働かせてもらうとき、どういうところが大変なのか聞かせてもらい、福祉のジョブコーチに最初から付けてもらって、仕事を覚えてもらうまで、企業側がこの障がいのある人にはこういう風に対応すればいいと、安心してもらえるまで支援させていただいたら、受入れのハードルがもう少し下がったり、定期的に私たちのようなものを行かせてもらって、話を聞かせてもらったり、困ったときはここへ相談してくださいというところがあれば、多少中小企業のハードルも下がってくるのではないかと、福祉は淡い期待をしているのですが、その辺はいかがでしょうか。

(委員)

やはりきれいごとでは済まない、実際に接していると日々問題が出てきて、無理ですよとなる。2年頑張ったのですが、精神的なものが負担になってきたり、自分の担当になって、その子を潰してはいけないし、本当に軽度の方、自分で自覚していない方でも、端から見るとそういう部分があったり、そういう子は難しいとつくづく思いました。10人程の中小企業で、普通の方はプライドを持って仕事をしているので、こうやって扱って欲しいというのは難しい、もうちょっと大きな企業の方が安心して預けていただけるかな。

人手は全然足りません。どこもそうだと思います。余っているところなんかないと思います。高齢化も心配になってきていて、これから若い子が入ってくると。現状は人手不足、高齢化でみなさん辞めていく一方です。

(会長)

ご意見ありがとうございました。

(事務局)

先程委員からご質問いただきました、伊賀市の障がい者雇用率、このあと説明させていただく資料に記載させていただいております。資料5、事業計画シートの10頁の一番上になります。事業主体は人事課になりますが、令和4年度については2.4%になっております。

(会長)

それでは、時間の関係もありますので次の事項に進みます。3番、第4次伊賀市障がい者福祉計画の令和4年度事業実績及び令和5年度事業計画について事務局より説明をお願いします。

### 3 第4次伊賀市障がい者福祉計画の令和4年度事業実績及び令和5年度事業計画について 【資料5】

～事務局より一括説明（抜粋）～

※（事務局）

事業の中で、集計方法の変更や業務の一部を別の課に移管したことなどにより、実績値及び目標値を下げているものについては、備考欄に理由を記載。

目標Ⅲ 14頁の上から3つ目、昨年度の自立支援協議会において、委員からいただいたヘルパー不足、福祉人材確保につながるガイドヘルパー養成研修を開催するための要綱制定については、会長より伊賀市だけでなく、三重県内の人材不足を解消し、県内で活躍できる体制を作ることができるため、三重県へ要望してはどうかというご意見をいただきました。このことについて、去る6月7日の伊賀圏域障がい福祉連絡協議会において、圏域課題としての要望事項として、三重県から参加いただいている委員へ、前向きな検討をお願いさせていただきましたので、この場で報告させていただきます。

（会長）

説明ありがとうございました。事業計画シートにそれぞれ目標値、達成率等も含めて評価を書かれていますが、ご覧になられてご意見、ご質問をいただければと思います。

（委員）

この中で達成率の低いもの、どういう事業でどういうものがあるのかご説明いただけますか。

（事務局）

全て説明できるわけではありませんが、冒頭に申し上げたように、備考欄に理由を書かせていただいたような指標の捉え方、考え方、集計方法を変えたことによって、本来達成できていたものが、ぐっと落ちてしまっている、今年度もそれを継承しますので、計画値自体も下げているものが結構ございました。あと、拠点の利用実績がない、ないことがいいことだと私どもは捉えており、拠点の利用実績があるということは、それだけ困った方がいて支援につながったということですが、拠点利用につなげる前に何とかうまく調整ができたという捉え方で、目標値として設定していますが、できなかったということもございますので、何もできていなくて悪いというものがたくさんあってこの結果ではなく、今申し上げたような理由でできなかったものがあるということで、ご理解をいただきたいと思います。

（委員）

わかりました。ありがとうございます。

（事務局）

先程の委員からご質問のあった拠点登録、短期入所の緊急利用を事前登録されている方は、現時点で6名の方になります。

（事務局）

併せて、委員からご質問のあった、地域生活支援拠点事業、特に親亡き後というところで、

伊賀市では障がい者の方へ正式なアナウンスが未だできていません。なぜかと言いますと、当然親亡き後の心配は皆さんお持ちだと思いますが、やはり全てを受けてお話をする、例えば30代の親御さんもいつかは親亡き後になる。他市の方でもいろいろありました。ある程度、国からのアナウンスがあって、このような制度を開始しました、事前登録でブワッとあがってきたということで、收拾がつかなくなったところもあるようです。伊賀市としては、対応を行っていきますが、正式な形でどうですかというのは今のところ、十分な協議ができておりません。ただし、現実に登録していないから対応しないということはありません。事前に特定さんや民生委員、地域の方々から相談があって、在宅では難しいので今すぐグループホームや、違う生活の場の提供が必要となれば、対応をさせていただいております。それが事業所にとって、地域生活支援拠点の対象であれば、後でも事前ではありませんが登録という対応をしております。できたら、本人やご家族が困らないように元気なうちからグループホームなり、違う生活の場に慣れていただけるような体験の声掛けはさせていただいておりますが、親御さんが私は元気だからまだいいという声が多かったりします。

今、大きな課題として親御さんが高齢、イコール認知症になった。皆さんがご存知のように8050（ハチマルゴーマル）という話、ハチマルは親が高齢になって、障がいの息子さんなりを介護するということですが、ハチマルの親御さんが認知症。親御さんの支援も考えていかないといけない、息子さんたちの支援も考えないといけない。私たちは障がい担当ですけど、隣の包括支援センターのケアマネさんと一緒になって、お家を訪問させていただいて、どのような形で分離していくか、今対応しているこのようなケースが多くなっています。

（会長）

他にご意見、ご質問があれば挙手をお願いします。

資料、細かいところではありますがご覧いただいて、質問等があれば事務局へしていただければと思います。

4. その他について、事務局から何かあればよろしくをお願いします。

（事務局）

【その他資料①、②】

その他資料① 日中サービス支援型グループホームの開所について

その他資料② マスクを着けられない人の「意思表示バッジ」等の配布について  
ヘルプマークに取り付けるタグの配布について

～事務局より一括説明～

※（事務局）

今年5月に伊賀市で初めてとなる日中サービス支援型グループホームが開所。今後は、三重県が定める報告書様式により、少なくとも年1回以上、この協議会にて事業の実施状況等を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴かせていただくことになり、委員の皆様からいただく意見は、事業者への通知とともに、三重県へ報告する。

(会長)

この件に関して何かご意見、ご質問等があれば挙手をお願いします。  
その他何かありますでしょうか。

(委員)

日中サービス支援型グループホームについて、基本的なことを教えていただきたいのですが、このグループホームは緊密な連携として日中活動サービス事業者、生活介護等と書いてありますが、通うこともあると捉えてよろしいですか。はい、わかりました。

あと、伊賀市で今後グループホームが開設される情報等がありましたら、教えていただけたらと思います。

(事務局)

今聞かせていただいているのは、佐那具に開設しているこのアポロンという事業所です。それ以外の情報はありません。

(会長)

他にいかがでしょうか。

(委員)

全体として、グループホームや介護施設に関わる介護職の人たち、この方々の希望と言いますか、これから今以上に増えていけばいいですが、全体の人手不足の中で他の産業へ流れる、介護職から違うところへ行かれる方も増えていると思います。全体的に事業を大きくして取り組んでいきますが、そのところが本当に不安です。これから戦後生まれの75、76歳の方が増えてきます。施設はあるけれど介護職を希望する人がいない。事業をどのようにやっていくのか。その中であれもこれもではなく、もう少し絞って、これをというような方向を出していかないと、大事ですけど、今からどんどん増えていく介護が必要な人、伊賀市全体、地域福祉もひっくるめて、いつも心配をしています。回答していただくとは思わないですが、事業をどんどん増やしていく、民生委員もそうですけれど、今まで持ってきた見回り、荷物を持って進むということについて、健康福祉部へも言っていますが、民生委員になられた方がご病気で今年だいが代わられたり、お亡くなりになったり、今までこのようなことはなかったのですが、地域での見守りも民生委員として見直ししていく時が来てるのかと考えています。伊賀市でもどんどん事業を増やしていってもらうわけですが、見通し、介護施設、介護職員。どうかするとグループホームがなくなっていくとか、介護施設で半分しか受けられない、受けていただけない状態になってくるのか。そのような見通しはどのようにお考えでしょうか。

(会長)

ご意見ありがとうございます。事務局をお願いします。

(事務局)

施設とグループホームの今後につきましては、法人が目的を持って進めていきたいという思いで事業展開をされていると思います。福祉人材の確保につきましては、委員からもなかなか獲得ができないというお話も聞かせていただいております、市としましてはできるだけ福祉の方へ興味を持っていただけるような発信の仕方を今後していきたいと思っております。

(会長)

ありがとうございます。他のご意見はいかがでしょうか。

それではここで切らせていただきたいと思います。令和5年度第1回伊賀市障がい者地域自立支援協議会の司会をさせていただきました。皆様から貴重なご意見、経験に則して、課題になっていることの議論ができたかなと思います。事業計画等も含め、最後にご意見があったようにどういう形で今後進めていくのか、極端な話でいくと選択と集中というところまで話がいってしまうのか、福祉はそういうところではなく、もっと違う方法で補い合うところでやっていくのかも含め、障がい者の協議会だけではなくて、他の行政の部分も含めていろいろ情報交換をしながらやっていけたらと考えていますので、また貴重なご意見を寄せていただけたらと思います。

それでは事務局にお返しします。

(事務局)

ありがとうございました。本日委員の皆様からいただいた活発なご意見に関しまして、障がい福祉計画を推進していきたいと思っております。本日は長時間となりましたがどうもありがとうございました。